

車イス貸出サービス

利用できる方は？

市内在住及び市内在住者が介護する高齢者や障害者等で車イスを必要とする次の方です。

- 1 介護保険制度における車イス貸与の対象とならない方（対象となる方でも、一時的な外出等を目的とした貸出には応じません。）
- 2 在宅で生活されている方（施設入所及び病院に入院されている方を除きます。）

貸出期間は？

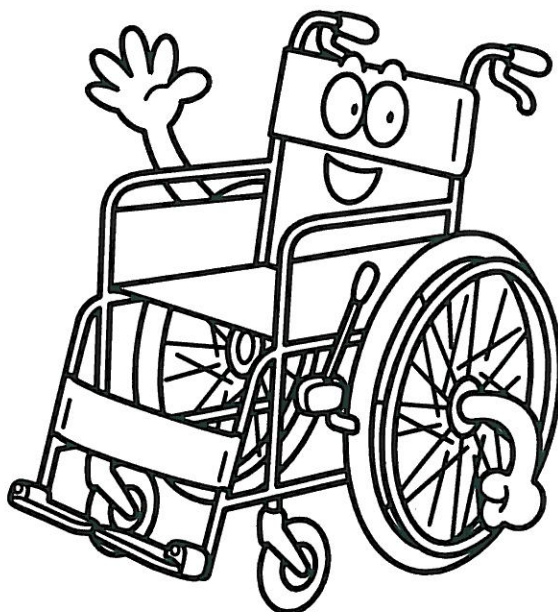
原則として3ヶ月間を限度とします。（ただし、介護保険制度における車イス貸与対象者が、一時的な外出等を目的とした場合の貸出は、1ヶ月間を限度とします。）

利用料は？

無料です。

利用手続きは？

豊川市社会福祉協議会にて申請手続きをいただきます。その際、申請者の身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳等）が必要となりますのでご持参ください。



お申し込み（お問い合わせ）先

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

豊川市社会福祉会館「ウイズ豊川」

豊川市東部地域福祉センター

豊川市西部地域福祉センター

一宮事務所

御津事務所

音羽事務所

小坂井事務所

TEL 83-5211

TEL 85-6258

TEL 87-7811

TEL 93-1188

TEL 77-1502

TEL 88-5940

TEL 78-4584

※ 社協会費や寄付金、共同募金の配分金などがこの事業に使われています。